

**令和6年度  
鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金  
(災害復旧支援事業)  
申請要領**



**令和6年8月  
鶴岡市商工観光部商工課**

## 1. 事業目的

本事業は、令和6年7月25日に発生した大雨（以下、大雨という。）により被害を受けた中小企業者等の事業の再建及び継続を支援し、本市の産業振興を図ることを目的としています。

## 2. 補助対象者

次のいずれにも該当するものを補助対象者とする。

- (1) 本市内に事業所（※1）を有する中小事業者（※2）またはそれに準ずると市長が特に認めるもの。

※1 事務所、店舗等、鶴岡市内に活動拠点があれば、「本市内の事業所」とみなします。

※2 中小事業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいいます。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- (2) 鶴岡市内に所有する事業用機械設備または事業所施設が大雨により被災し、その機械設備・施設につき鶴岡市長が発行する被災証明書の交付を受けたもの。
- (3) 令和6年7月25日時点において、以後も市内で事業を営む意思があるもの。
- (4) 鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第6条の規定に該当しないこと申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- エ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

## 3. 補助対象事業の要件

令和6年7月25日から令和7年2月28日までに、発注・契約、納品・完了・検収、支払い等、事業上必要な手続きを全て完了すること。

## 4. 補助対象事業

### 災害復旧支援事業

大雨により被害を受けた機械設備の復旧（修繕・更新）または事業所施設内装（床・壁）の復旧（修繕・改修）に係る事業

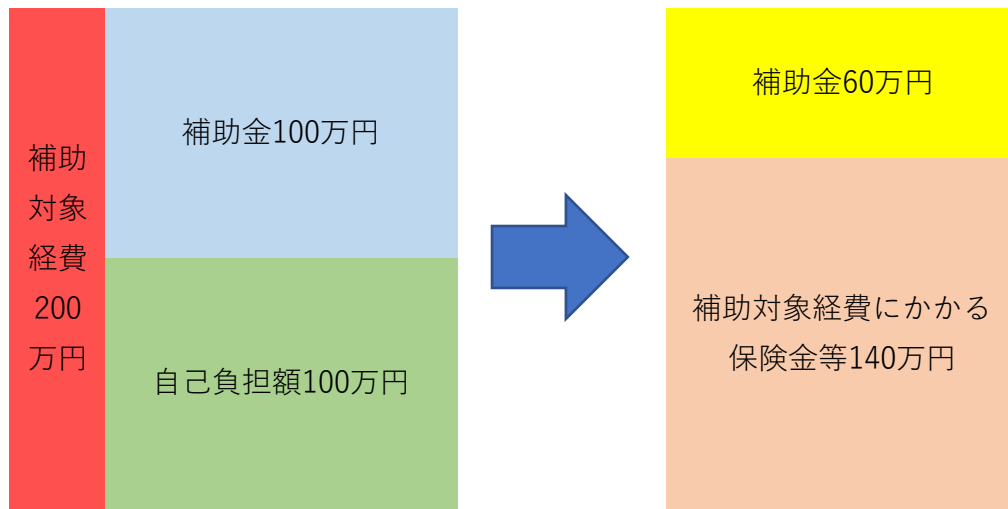
- ※ 同一補助対象者に対する補助金の交付は、一事業限りになります。
- ※ 申請に際しては、「8. 審査・採択」も併せてご確認ください。
- ※ 同一被災箇所国や県が実施する補助金との併用はできません。

## 5. 補助率・補助額

- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内（ただし、補助対象経費について保険金等が支払われる場合に、その保険金等が、補助対象経費から補助金を差し引いた額（以下、「自己負担額」という。）を超える場合は、自己負担額を超える額を補助金額から控除する。）

- ・補助上限額：100万円
- ・補助下限額：3万円

補助対象経費に保険金等が支払われる場合の例  
補助対象経費200万円、保険金等が140万円の場合



補助対象経費200万円×1/2＝自己負担額100万円（補助金100万円）  
 保険金等140万円－自己負担額100万円＝40万円  
 補助金100万円－40万円＝60万円（←実際の補助金額）

## 6. 申請期間及びスケジュール

- (1) 申請受付期間  
令和6年8月26日（月）～令和6年12月27日（金）
- (2) 交付決定  
申請書類受付後約3週間後を予定しています。
- (3) 事業実施期間  
令和6年7月25日（木）～令和7年2月28日（金）  
（令和6年7月24日以前に発注・契約されたものは補助対象外です。）

## 7. 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号(第3条関係)）
- ② 事業計画書（様式第2号(第3条関係)）
- ③ 収支予算書（様式第3号(第3条、第13条関係)）
- ④ 鶴岡市がんばる中小企業応援事業計画書（災害復旧支援事業）（様式第3号）  
（被災した機械設備や事業所施設の被害状況が明確に判断できるよう、写真・画像等を用いて具体的に記載してください。また、被災した機械設備や事業所施設の復旧を踏まえた生産活動再開への過程を具体的に記載してください。）
- ⑤ 見積書
- ⑥ 被災した機械設備・事業所施設内装が記載された被災証明書（鶴岡市長が発行したもの）  
（申請先：市役所防災安全課、もしくは地域庁舎総務企画課）
- ⑦ 【法人】登記事項証明書の写（申請日から3か月以内に発行されたもの）  
【個人】直近年度の決算書(今年開業した事業者は開業届)かつ本人確認書類(運転免許証等)

- ⑧ 役員名簿（法人のみ）
- ⑨ 市税納付状況の照会に係る届出
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

## 8. 交付の決定

審査は原則として提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。

## 9. 補助対象経費

補助対象経費は以下の条件に合致し、かつ各事業の【補助対象経費】に該当する費目が対象となります。

- ① 申請書に記載の事業期間内に契約・取得・支払いが行われたもの（領収書等で支払いが証明できるもの）。
- ② 本事業に係るものとして明確に区分できるもの。
- ③ 申請者が組合・連携体等の団体の場合、構成員間の取引に係る経費は補助対象になりません。
- ④ 休業に伴う営業補償や被災した在庫品については補助対象外です。

### 【補助対象経費】

支出区分	経費の内容(例)
修繕費	<p>専ら事業のために使用する機械設備の修繕に係る経費または、事業所施設内装（床・壁）の修繕にかかる経費            ※被災証明を受けた所有する機械設備・事業所施設の修繕であること。</p> <p><b>【補助対象とならない経費(例)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量産用経費及び補助事業以外にも使用することができる汎用性設備の修繕（パソコン、カメラ、コピー機、携帯電話等）</li> <li>・（民生用の）エアコン（冷房機器、暖房機器）、空気清浄機、掃除機の修繕</li> <li>・自動車、自転車、船舶、動物、農業用機械、特殊車両等の修繕</li> <li>・楽器、娯楽・遊戯機器と認められるものの修繕</li> <li>・イス、机、棚など家具と認められるもの、室内装飾品の修繕</li> <li>・建物の基礎・柱・屋根部分の修繕</li> <li>・復旧の度合いを超えた大幅な改良と認められる修繕</li> <li>・床の一部とは認められないカーペット類（いわゆる敷物としての絨毯・ラグ・マット類）の修繕</li> <li>・清掃費</li> </ul>
機械設備 購入経費	<p>専ら事業のために使用する機械設備の購入・設置・設定・搬送に係る経費            ※被災証明を受けた所有する機械設備が、大雨による被害を受ける直前に有していた機能と<u>同程度</u>の機能を有するものとして市長が認めるもの（当該被災機械設備の修繕が困難であると市長が認める場合に限る。）</p> <p><b>【補助対象とならない経費(例)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕費の例に準ずる</li> </ul>

※消費税は補助対象外です。

※あくまでも大雨により被害を受けた設備の購入修繕・施設修繕への支援が目的の補助金であり、事業拡大・新分野展開のためや、性能が大幅にアップした設備を購入するための補助金ではありません。

## 10. 実績報告

### 【提出書類】

- ①補助事業等実績（状況）報告書（様式第9号(第11条、第13条関係)）

- ②事業報告書（様式第2号(第3条関係)）
- ③収支計算書（様式第3号(第3条、第13条関係)）
- ④その他市長が必要と認める書類（請求書、領収書、完成写真、等）
  - ※ 後日、令和6・7年分の決算書の写しを提出いただく予定です。（大雨災害に係る保険金の有無の確認のため）

**【実績報告書提出期限】**

事業完了の日から起算して30日を経過する日または令和7年2月28日のいずれか早い日

## 1 1. お問い合わせ及び書類提出先

---

鶴岡市商工観光部 商工課  
〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25  
TEL：0235-35-1299 FAX：0235-25-7111  
E-mail：[shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp)

ご不明な点等がございましたら、上記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。  
申請内容や申請書の記載方法のご相談もお受けしておりますので、ぜひご相談ください。